様式第１号（第４条関係）

　　　　年　　月　　日

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

会長　○○　○○　様

申 請 者

住　　所

氏　　名

年度障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金交付申請書

　障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第５条の規定により、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業等の名称 | 年度障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金 |
| 算定基準額 | 　　　　　　　円 |
| 交付申請額 | 　　　　　　　円 |
| 添付書類 | (様式第２号)障がい者が暮らしやすい社会づくり補助金事業計画書(様式第３号)障がい者が暮らしやすい社会づくり補助金収支予算書 |

様式第２号（第４条、第７条関係）

年度障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金　事業計画書（報告書）

１　事業計画（報告）書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費区分(例：需用費） | 事業内容（例：●●●の作成　△△部） | 必要経費(円) | 財源内訳 |
| 補助金（円） | 自己財源（円） |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

　※必要に応じて行を増やしてください。

　※経費の根拠となる見積書等を添付してください。

２　あいサポート企業・団体の認定について

　　認定済（認定番号：　　　　　　号）　・　未認定

　　※あいサポート企業・団体の認定状況について、該当するものに○をしてください。認定済の場合は、認定番号も記載してください。

（参考）

　　補助対象経費 ６万円の場合　　補助額４万円(６万円×２／３、上限３０万円)

　　補助対象経費 ５０万円の場合　補助額３０万円(５０万円×２／３、上限３０万円)

　[あいサポート企業・団体]

　　補助対象経費 ５万円未満の場合　補助額 補助対象経費と同額

　　補助対象経費 ５万円以上７万５千円以下の場合　補助額 ５万円

　　補助対象経費 ７万５千円以上の場合　補助額 補助対象経費×２／３（上限３０万円）

３　他の補助金の活用について

（１）他の補助金の活用の有無について、有無のいずれかに○をしてください。

　　　　　有　　・　　無

（２）「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金にかかる問合せ先を記載してください。

　　　①補助金名：

　　　②事業内容：

　　　③問合せ先：

４　消費税の取り扱い　　（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

　　※消費税の取り扱いについて上記いずれかの該当するものに○をしてください。

様式第３号（第４条、第７条関係）

年度障がい者が暮らしやすい社会づくり補助金　収支予算（決算）書

１　収入の部 （単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 本年度予算額（本年度決算額） | 前年度予算額（本年度予算額） | 増　 減 | 摘　要 |
| 補助金 |  |  |  |  |
| 自己財源 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |

２ 支出の部 （単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 本年度予算額（本年度決算額） | 前年度予算額（本年度予算額） | 増　 減 | 摘　要 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |

※「収入の部」と「支出の部」の合計が一致するようにしてください。

様式第４号（第５条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

会長　○○　○○

　年度障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金交付決定通知書

　　年　月　日付第　　　号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和３２年鳥取県規則第２２号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第８条第１項の規定により通知します。

記

１　補助事業

　　本補助金の補助事業の内容は、○○○とする。

２　交付決定額等

　　本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

 （１）算定基準額　　　　金　　　　　　　　　　　円

　 (２）交付決定額　　　　金　　　　　　　　　　　円

３　経費の配分

　　本補助金の補助対象経費の配分は、○○○とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

４　交付額の確定

 本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第３条第２項の規定を適用して算出した額と前記２の（２）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

５　補助規程の遵守

　　本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第５号(第７条関係)

　　　年　　月　　日

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

会長　○○　○○　様

申 請 者

住　　所

氏　　名

年度障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金実績報告書

　　　年　月　日付けで交付決定を受けた障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金について、鳥取県補助金等交付規則第１７条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業等の名称 | 年度障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金 |
| 交付決定 | 算　定　基　準　額 | 交 付 決 定 額 |
| 円　 | 円　 |
| 実績 | 　　　　　　　円　 | 円　 |
| 差引 | 円　 | 円　 |
| 添付書類 | (様式第２号)障がい者が暮らしやすい社会づくり補助金事業報告書(様式第３号)障がい者が暮らしやすい社会づくり補助金収支決算書 |